



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*63 和歌山県訓練手当支給規則の一部を改正する規則 (労働政策課)..... 1

○ 告示

1570 生活保護法による指定介護機関の廃止 (福祉保健総務課)..... 1

1571 " (")..... 2

1572 生活保護法による指定介護機関の休止 (")..... 2

1573 生活保護法による介護機関の指定 (")..... 2

1574 " (")..... 2

1575 生活保護法による指定介護機関の変更 (")..... 3

1576 道路の区域変更 (道路保全課)..... 3

1577 道路の供用開始 (")..... 4

1578 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 4

1579 " (")..... 4

○ 監査公表

監査公表第24号 4

規 則

和歌山県規則63号

和歌山県訓練手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年12月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

和歌山県訓練手当支給規則(昭和42年和歌山県規則第64号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第12号中「第3条第2項」を「第2条第1項第5号」に、「同項」を「同号」に改める。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1570号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年12月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日

和歌山高齢者生活協同組合	和歌山市中之島782	ケアセンターおたっしや倶楽部御坊・日高第二事業所むつみの家	日高郡日高町志賀12-28-3	通所介護・介護予防通所介護	平成26.6.30
--------------	------------	-------------------------------	-----------------	---------------	-----------

和歌山県告示第1571号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年12月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人真寿会	田辺市神島台6-1	真寿苑在宅介護支援センター	田辺市神島台6-1	居宅介護支援	平成26.12.1

和歌山県告示第1572号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年12月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	休止年月日
有限会社亀甲	和歌山市木ノ本1112-1	居宅介護支援事業所ふじの里	日高郡日高町荊木11-5-1	居宅介護支援	平成26.10.1

和歌山県告示第1573号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年12月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人あいらんど	東牟婁郡串本町二色371番地の3	デイサービスセンター川村さん家	東牟婁郡串本町田並1073番地	通所介護・介護予防通所介護	平成26.11.5

和歌山県告示第1574号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の

規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年12月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人真寿会	田辺市神島台6-1	真寿苑ケアプランセンター	田辺市神島台6-13	居宅介護支援事業	平成26.12.1

和歌山県告示第1575号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した介護機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年12月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
有限会社熊彦	田辺市江川3-37	あい生きがい支援	田辺市上の山2-6-1	訪問介護・介護予防訪問介護	指定事業所の名称変更	生活自立生きがい支援熊彦	あい生きがい支援	平成24.8.1

和歌山県告示第1576号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年12月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 和歌山橋本線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
伊都郡かつらぎ町大字西洪田字北浦343番2地先から同町大字東洪田字西中371番2地先まで	旧	5.40 ∩ 15.68	1,893.25	仮橋 無名橋 L=16.00 L=9.12
同上	旧	5.40 ∩ 15.68	1,883.60	無名橋 無名橋 L=9.12 L=10.80
同上	新	5.40 ∩ 15.68	1,883.60	無名橋 四邑川橋 L=9.12 L=14.50
同上	新	10.85 ∩ 28.43	1,821.30	西洪田谷川橋 四邑川橋 L=12.60 L=14.50

和歌山県告示第1577号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年12月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 和歌山橋本線

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字西渋田字北浦343番2地先から同町大字東渋田字西中371番2地先まで

供用開始の期日 平成26年12月25日 午後3時

和歌山県告示第1578号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成26年12月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3282	田辺市上の山二丁目125番の一部、126番1の一部、55番1の一部、126番2の一部、里道	田辺市湊716番地の2 有限会社ヒロセ 代表取締役 廣瀬泰秀	平成 26.12.12	6.00	43.00

和歌山県告示第1579号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成26年12月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3284	西牟婁郡上富田町岩田字大坊1500番6の一部、1500番9の一部、1500番25の一部	日高郡みなべ町気佐藤367番地1 河本食品株式会社 代表取締役 河本武	平成 26.12.12	5.00) 6.85	81.47

監 査 公 表

和歌山県監査公表第24号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成26年11月25日及び同月27日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成26年12月24日

和歌山県監査委員 保田栄一

和歌山県監査委員 足立聖子

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
日高振興局	平成26年11月25日
農業試験場暖地園芸センター	〃
果樹試験場うめ研究所	〃
畜産試験場養鶏研究所	〃
和歌山県立日高高等学校・附属中学校	〃
和歌山県立紀央館高等学校	〃
和歌山県立南部高等学校	〃
和歌山県立みはま支援学校	〃
和歌山県御坊警察署	〃
西牟婁振興局	平成26年11月27日
紀南県税事務所	〃
紀南児童相談所	〃
田辺産業技術専門学院	〃
和歌山県畜産試験場	〃
和歌山県林業試験場	〃
南紀白浜空港管理事務所	〃
給与課紀南分室	〃
和歌山県教育センター学びの丘	〃
和歌山県立田辺高等学校・田辺中学校	〃
和歌山県立田辺工業高等学校	〃
和歌山県立神島高等学校	〃
和歌山県立南紀高等学校	〃
和歌山県立熊野高等学校	〃
和歌山県立南紀支援学校	〃
和歌山県立はまゆう支援学校	〃
和歌山県田辺警察署	〃
和歌山県白浜警察署	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 日高振興局地域振興部

(ア) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(イ) 収入印紙類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程(昭和39年和歌山県訓令第20号)に基づき、適正に処理されたい。

(ウ) 消耗品の資金前渡に係る支出負担行為が、出納機関に合議がなされていなかったもので、適正に処理されたい。

(エ) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が昨年度に引き続き発生していたので、今後は事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

イ 日高振興局健康福祉部

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成25年度末で約669万円となっており、前年度末に比し約113万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成25年度末で約153万円となっており、前年度末に比し約32万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。

ウ 日高振興局建設部

(ア) 土木使用料(公営住宅)の収入未済額は、平成25年度末で約482万円となっており、前年度末に比し約42万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

エ 農業試験場暖地園芸センター

(ア) 旅行命令簿において、移動方法の記載誤りにより旅費が過支給されているものがあつたので、適正に処理されたい。

(イ) 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。

オ 果樹試験場うめ研究所

旅行命令簿の復命欄において、命令権者確認印の押印漏れがあつたので、適正に処理されたい。

カ 和歌山県立紀央館高等学校

教員特殊業務従事伺・実績簿において支給額が誤っていたので、適正に処理されたい。

キ 西牟婁振興局地域振興部

(ア) 簡易公開調達において、公告と説明書の提出期限に食い違いがあつたので、今後このようなことがないように適正に処理されたい。

(イ) 資金前渡口座の預金利息の調定時期が遅延していたので、適正に処理されたい。

(ウ) 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、週38時間45分超分を支給していない事例があつた。また、正規の勤務時間外での勤務を命じているが、超過勤務命令がなされていない事例があつたので、併せて適正に処理されたい。

(エ) 夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったもので、適正に処理されたい。

(オ) 通信運搬費において、誤って私用分を含めて支出していたので、適正に処理されたい。

(カ) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(キ) ETCカード使用承認・使用管理簿において、管理者確認年月日欄に記載漏れがあつたので、適正に処理されたい。

(ク) 紀南県税事務所の旅行命令簿において、旅費計算を誤り不支給としていたものがあつたので、適正に処理されたい。

ク 西牟婁振興局健康福祉部

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成25年度末で約542万円となっており、前年度末に比し約35万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成25年度末で約450万円となっており、前年度末に比し約14万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。

(エ) 備品である鉄製野犬捕獲オリ1台を亡失している。遺失物届を出しているが現在も亡失している状況が続いている。

今後かかる事態が生じることのないよう、備品の保管及び管理に万全を期されたい。

(オ) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

ケ 西牟婁振興局建設部

(ア) 土木使用料(公営住宅)の収入未済額は、平成25年度末で約1,438万円となっており、前年度末に比し約91万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 平成25年度道路占用料について、決裁済みの収入調定の一部削除を行っていたので、適正に処理されたい。

(ウ) 物品不用調書において、物品管理簿登記済月日欄への日付の未記入及び押印漏れがあったので、適正に処理されたい。

コ 紀南県税事務所

(ア) 県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は93.1%と前年度に比し1.0ポイント増加し、平成25年度末の収入未済額も約4億5,539万円と、約7,477万円減少している。

しかしながら、個人県民税の収入未済額は、県税全体の約86%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法(昭和25年法律第226号)第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

また、延滞金の収入未済についても、適切な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。

(イ) 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。

サ 紀南児童相談所

(ア) 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成25年度末で約233万円となっており、前年度末に比し約29万円減少している。

今後も、子ども未来課等と債権管理の方策について十分協議を進めるとともに、督促、戸別訪問等徴収に向けた取組を行い、未収額の縮減を図られたい。

(イ) 物品不用調書及び不用品処分調書において、次の不適切な事例があったので適正に処理されたい。

a 物品不用調書において、不用決定すべきでない物品を不用決定していた。

b 不用品処分調書において、処分先の記載が誤っていた。

c 不用品処分調書において、処分していない物品を記載していた。

(ウ) 平成25年度和歌山県紀南児童相談所廃棄物処理業務委託について、産業廃棄物の処理として簡易公開調達を実施し、受託業者の決定をしておきながら一般廃棄物として処理していたので、適正に処理されたい。

(エ) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

シ 田辺産業技術専門学校

(ア) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。

(イ) 超過勤務手当について、週38時間45分の勤務時間を超えていないにもかかわらず、25/100の手当を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

ス 和歌山県畜産試験場

集中調達物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書が添付されていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

セ 和歌山県林業試験場

(ア) 随時の資金前渡において、資金前渡職員に交付された現金が債権者へ渡されず年度を超えて保管されていた。また、債権者が自費で支払った領収書を資金前渡の精算のために農林水産総務課へ提出されていた事例があったので、今後このようなことがないように適正に処理されたい。

(イ) 集中調達物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(ウ) 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていないので、適正に処理されたい。

(エ) 特別旅費の旅費計算書において、計算を誤り戻入を行っていたので、適正に処理されたい。

ソ 南紀白浜空港管理事務所

(ア) 集中調達物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(イ) 歳入歳出外現金において、契約保証金の受入票が作成されていなかったので、適正に処理されたい。

タ 和歌山県教育センター学びの丘

集中調達物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

チ 和歌山県立田辺工業高等学校

光熱水費の支出について、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 事務処理の誤りによる延滞利息が発生していた。

b 口座振替払せず資金前渡口座から職員が出金して支払ったにもかかわらず、精算していなかった。

ツ 和歌山県立神島高等学校

随意契約（委託料）に係る支出負担行為の決裁が、出納機関に合議されていなかったので、適正に処理されたい。

テ 和歌山県立熊野高等学校

物品管理について、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

(3) 検討事項

日高振興局建設部

廃川敷地の処理について、平成25年度末現在で未処理となっているものが14箇所あるが、適正な管理に努めるとともに売却や一定の条件をつけて貸し付けるなどの方策を検討されたい。

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。